

しるべ通信

第12号(2016年晩秋号)

しるべ総合法律事務所 平成28年12月1日発行
460-0002 名古屋市中区丸の内3-7-27

ご 挨拶

しるべ通信12号をお届けいたします。前号同様、発行間隔がかなり開いてしまいましたこととお詫び申し上げます。

今年は夏が長く、なかなか気温が下がりませんでした。11月に入ってようやく秋めいてきて、少し遅れた紅葉も街中でさえ鮮やかに目に映るようになりました。紅葉狩りも多くの名所が夜間ライトアップをしていますから、時間を気にせず楽しめるようになりました。

この季節になると、もう一つ温泉が恋しくなります。以前はよく温泉巡りをしたのですが、最近では遠出が少し億劫になってしまいました。久しぶりに昨年の秋の弁護士会の会派の旅行会で、兵庫県の姫路城と雲海で有名な竹田城址を見に行った際、塩田温泉に泊りました。少し寒さを感じながら庭先を少し歩いた先に露天風呂がありましたが、ゆったり浸かって体が温まるととても気分が豊かになります。

岩手県で震災復興に携わっている長男が facebook で温泉を紹介しているのを見るのが、最近の温泉気分を味わう楽しみです。

(弁護士・相羽洋一)



(山形県米沢市の秘湯姥湯温泉露天風呂 撮影：相羽康宏〔2016.11.7〕)

法窓漫筆

日本語は難しい

弁護士 宮 本 増

「風立ちぬいざ生きめやも」は堀辰雄の小説「風立ちぬ」の主題をなす名文（翻訳）である。小説は読んだことのない人でも数年前に上映された宮崎駿監督の人気映画「風立ちぬ」で知った方もあろう。この一文の意味は結核に冒された女性が「何としても生き抜こう」との願望を表したものであると言われている。ところが多くの国語学者は文法的にはそのようには解されず、正しく解釈すれば「生きていけるのかなあ、いや、もう生き抜くことは止めよう」との反対の意味になると説明している。東大国文科出身の堀辰雄が文法を間違えるはずがないという擁護論もあるが、やはり国語学者の意見が大勢である。前置きが長くなったが、日本語の解釈は難しいという一例である。そこで、この難解な日本語が法廷で問題になった話を一つ。

国政選挙に立候補したが落選したA氏が、選挙の当落予測を記事にした某紙を相手に自分が落選したのはこの記事のせいであるとして某紙を民事裁判に訴えるということがあった。原告Aによると、記事の中で「A候補は独自の運動を展開している。」と記載されており、これはAに当選の見込みがないことを暗示した記事であって、この記事により多くの選挙民はAには当選の可能性がないと判断し、自分への投票を諦めたことにより落選してしまったというのである。被告某紙は選挙民は様々な要因に基づいて投票行動をするのであって、新聞の一記事だけで投票先を決めるわけではないと、記事と落選の間に因果関係は無いと主張したが、あわせて、「独自の」という表現は物事をマイナス評価する表現ではないとも主張した。地方裁判所の判決は因果関係論でA氏の訴えを退けたが、選挙報道において、独自の運動をしているというのは当選圏内に遙かに及ばないという意味であることは一般的に認識されているところであろう。ところが、ある科学者が「独自の研究を進めてきた」と言われ、ある芸術家が「独自の境地を形成した」と評価されたとき、それはどのような意味であろうか。選挙の場合の当選圏外の逆であって、その分野に相応の功績を画したというプラス評価の意味となる。

確かに「独自」という言葉の意味には曖昧なところがある。手許にある広辞苑には「他と異なりそのものだけに特有であること」とあり、プラス評価用語なのかマイナス評価なのか判然としないが、用語例には「独自の境地をひらく」とあるから、どちらかといえばプラス評価用語としての用語例が多いのかもしれない。それでは何故選挙報道では逆の意味になったのだろうか、当落に影響を与えないように当落の予測を報道する苦肉の用語である。

ちなみに、民事判決においても「独自」の言葉を使うことがある。「被告の主張は独自の見解に基づくものであって採用できない」といった類いである。民事訴訟では、原告被告が自らの主張が正しいとして攻撃防御を展開するが、法的主張も互いに衝突するのが通例であり、裁判所はそのいずれにかに軍配をあげるわけであるが、退けた主張にも挨拶しなければならない。その場合、論拠を明示して退けることもあるが、簡単に上記のような言い回しで排斥してしまうこともある。そして、このように一蹴してしまうというのは概ね当該主張が取るに足らない、言ってみれば検討するほどでもない失当な主張であるとの判断を言外に含んでいるのである。要するに「独自」は選挙の予測記事と同じくマイナス評価をする場合の用語である。

随分以前になる上記訴訟のことが妙に印象に残っており、これにかこつけ日本語解釈の難しさについて一文を草した次第である。

不正競争防止法のガイドブック

弁護士・弁理士 相 羽 洋 一

1 不正競争防止法の平成27年改正

不正競争防止法は、営業秘密とか営業混同行為などについてこれまでも何度か紹介しましたが、特許権・意匠権・商標権などの登録された権利や著作権などの明確な権利ではないけれども、保護に値する知的財産についてこれを侵害する不正な競争行為を防止しようとする法律です。ことに営業秘密に関しては、10年ほど前から海外に漏出する事件が相次ぎ、秘密保護の強化が必要だとして平成27年に法改正（平成28年1月1日施行）がされています。これに関して、同法の管掌官庁である経済産業省がいくつかのガイドブックの改訂版を発行しています。同省のホームページからダウンロードできますのでご利用下さい。特に(1)は是非ご通読されることをお勧めいたします。

2 不正競争防止法のガイドブック

(1) 「不正競争防止法の概要（2016）」

不正競争防止法の概要を72ページのプレゼンテーション形式で大変分かり易く纏めたもので、付録として同法の全文も掲載されています。

(2) 「逐条解説不正競争防止法～平成27年改正版～」

不正競争防止法の条文毎の解説です。法の解釈基準が示されています。書籍形式全308ページ。

(3) 「平成27年改正資料（営業秘密の保護強化）」

営業秘密の保護強化のための平成27年法改正の概要を14ページのプレゼンテーション形式で纏めたものです。

(4) 「営業秘密管理指針（平成27.1.28最終改訂版）」

不正競争防止法で保護される営業秘密の要件とそれを満たすための最低限の管理要件について全20ページの書籍形式で分かり易く纏めたものです。

(5) 「秘密情報の保護ハンドブック～企業価値向上にむけて～」

秘密情報の漏えいを未然に防ぐために参考となる様々な対策例を紹介するハンドブックで、書籍形式で本文141ページ、参考資料87ページ。

(6) 「【概要】秘密情報の保護ハンドブック」

23ページのプレゼンテーション形式で、上記「秘密情報の保護ハンドブック～企業価値向上にむけて～」の概要を説明するとともに、同ハンドブックと前記「営業秘密管理指針」との利用の仕方などが示されています。

※上記の各ガイドブックは、(1)(2)については

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/>

(3)については

http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/kaisei_archive.html#h27

(4)(5)(6)については

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/trade-secret.html#handbook>

からダウンロードすることができます。

相続問答あれこれ (10)

遺産の分割というのはどのようにするか(2)

弁護士 鷲 見 弘

Q 1 遺産の中には、通常いろいろな種類の財産が含まれていますが、それをどう分けるかについて原則みたいなものがあるのでしょうか。

A 民法では「遺産の分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮してこれをする」(906条)と定められています。これは法の定める分割に当たっての指導原理というべきものでしょうが、実際の遺産分割協議においては、この原則に従わない合意がされることもよくあります。全員の合意があれば必ずしも原則にそぐわないとしても直ちに無効になるわけではありません。ただし、家庭裁判所での調停や審判では、この原則に沿った内容となるのが一般です。

Q 2 分かりました。ところで以前に伺ったところでは、相続人のうちの誰かが生前被相続人からその人の生活を助けとなるような相当額の贈与を受けていた場合に、特別受益といって相続分からそれを差し引くことになったり、さらには被相続人の生前にその財産を増やすことに功績があった場合に寄与分としてその人の相続分に加えることが認められたりするそうですが、これらは遺産分割の場で話し合われるのですか。

A そうです。詳しくは「しるべ通信2014年初夏号」でお話ししたとおりです。

Q 3 ところで、これまでは、遺産のうちの預貯金については、遺産分割をしていなくても、各相続人は銀行などに対し自分の法定相続分の割合による金額の払い戻しの請求ができたのに、これからはそれができなくなるかもしれないという話を聞きましたが、本当でしょうか。

A よくご存じですね。おっしゃるとおり、遺産のうち預貯金等の分割可能の金銭債権については(その他の遺産と異なり)、相続が開始した時点で当然にその法定相続分の割合で分割され、各相続人はそれぞれの分を取得し、その預け先である銀行等の金融機関に対し払い戻しの請求ができる(したがって遺産分割の対象にならない。)というのがこれまでの最高裁判所の確定した判例でした。もっとも実際には、相続人等が合意のうえ預貯金も含めた遺産全体の価値を計算し、適宜分割するということも行われ、金融機関もその合意にしたがって預貯金の払い戻しを認めてきました。

Q 4 各相続人からの払い戻し請求ができなくなるかもしれないというのは、その裁判例が変わるということですか。

A おっしゃるとおりです。この点が争われた遺産分割の審判に対する不服申立ての事件で、最高裁判所はさる3月23日、事件の審理を小法廷(裁判官5名)から大法廷(裁判官15名)に移す決定をし、この10月19日に大法廷で口頭弁論が開かれたのです。大法廷で審理するということは、これまでの最高裁判所の判例を変更する場合に行われますので、判例の変更の可能性が非常に高いといえます。

Q 5 大法廷で審理されるのはどんな事件なのですか。

A 今年10月19日付毎日新聞WEB版によると（金額は概数）、被相続人の遺産は3800万円の預貯金がほとんどでしたが、相続人A、B（法定相続分各2分の1）のうちAが5500万円の生前贈与（特別受益）を受けていたのです。これまでの判例によれば預貯金は遺産分割の対象にならずにそれぞれ1900万円ずつ取得しますが、特別利益分を分割しても、特別受益者のAは超過分を返還する必要はないので、Bは1900万円しか取得できません（図1）。実際、この事件では、家裁も、またこれに対する不服申立てをした高裁もそう判断したのです。これに対して預貯金も遺産分割協議の対象となると考えると、分割対象額は特別受益分と併せて9300万円になりますので、各相続人は4650万円となりますが、Aは特別受益5500万円があるので預貯金は取得できず、Bは預貯金3800万円全額を取得できることになるのです（図2）。そこで、Bが最高裁判所に不服申立てをしたというわけです。

Q 6 これまでの裁判例では随分不公平になるのですね。

A そのとおりです。実際、これまでも最高裁判所は、株式、投資信託、個人向け国債、現金については、当然に法定相続分に応じて分割されないと、預貯金とは異なる判断を示していたのです。最高裁判所も預貯金についての判例が場合によって不公平を生じうることを認識していたのかもしれませんが。

もっとも、預貯金債権も遺産分割協議の対象となるとすると、寄与分などの問題も議論の対象になりますので、今のお話のように単純に比較するのは難しいかもしれません。

◎ はい。よく分かりました。どうもありがとうございました。

図 1

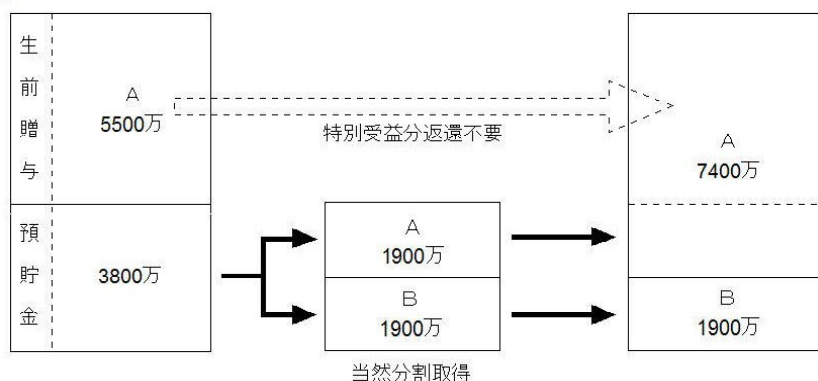
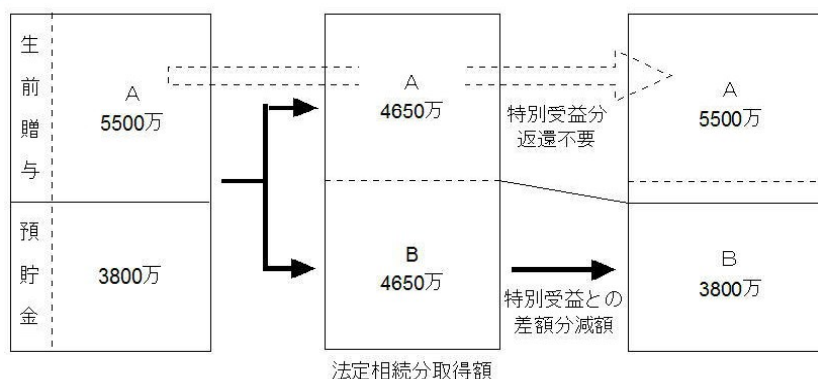


図 2



能登半島の世界農業遺産

弁護士 原 田 彰 好

11月最初の週末、私は金沢弁護士会公害環境委員会の見学会に参加し、能登半島「世界農業遺産」の一部を見学することができました。休日にもかかわらず穴水町の職員の方が2日間案内をしてくださり、また、香坂玲・東北大学大学院教授（先進社会環境学専攻）も視察に参加され農業遺産の趣旨等を解説をしていただきました。

「世界農業遺産」は、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり形づくられてきた伝統的な農林水産業と、それに関わって育まれた文化、ランドスケープ、生物多様性などが一体となった世界的に重要な農林水産業システムを国連食糧農業機関（FAO）が認定する仕組みです。正式名称は、“Globally Important Agricultural Heritage Systems”。世界では15か国36地域、日本では8地域が認定されています。ちなみに、最多の認定を受けている国は中国で11地域です。能登地域は、2011年に佐渡市の「トキとの共生」と共に我が国で最初に認定されました。最近では昨年長良川上中流域4市域が「清流長良川の鮎～里川における人と鮎のつながり～」として認定されています。（以上、農水省ホームページから）

能登地域は「里山や里海の恵みを生かす自然と調和する暮らし」がテーマとされており、地域の農・海産物を基礎として地域経済や文化の持続的な維持発展が期待されています。

見学先はまず穴水町の①「ボラ待ち櫓」、七尾湾北湾岸辺に復元された櫓です。櫓の上から湾内に回遊してくるボラを見張って、網に入るのを見て網をたぐり上げる伝統的なボラ網漁です。次に②中居鋳物館。能登は古くから大陸の鋳造技術が伝わったとされ、平安時代から大正末期まで鋳物産地として知られていたということです。入口には塩田で海水を煮ていた大型の鍋が展示されています。③能登ワイン醸造所、醸造開始から10年で国産ワインコンクール金賞受賞。穴水町が最大出資者の三セク会社が経営。町内でブドウも生産し、ようよう採算が取れる状況まで発展してきました。軽い白から渋い赤まで飲み応えがあります。④宿泊は、農家民宿「春蘭の宿・海の家」（写真1）、真ん前が七尾湾北湾に面する無人の宿、水平線から朝日が昇ります。夕食と朝食は近隣の住民手作りの地元産新鮮具材。酒は持ち込み、地酒や地ワインでノンビリできます。宿泊予約はインターネット「奥能登・春蘭の宿」で可能なようです。

この企画は「春蘭の里実行委員会」多田喜一郎さんらが、能登が世界農業遺産に登録される頃に、地元の空き家・古民家を生かした「農家民宿」を始めたそうですが、当初旅行会社から「200人以上泊まれる宿泊施設が確保できるなら、修学旅行客も紹介しよう。」と言われ、その後5年の間に数百人の宿泊客を受け入れ可能な規模である農家漁家50戸を確保し、修学旅行や学生らの合宿などにも利用されているとのこと。なお、穴水町等も農漁家古民家修繕費用の補助金として最大300万円まで補助して、この事業を応援しているとのことでした。多田さんは、夜遅くまで「海の家」で私たちと懇談して下さい、「地域住民1人当たり月額40

万円の所得」を保証しようと農家民宿の発展に努力をされていました。

2日目最初は有名な⑤輪島市白米千枚田（写真2）、真ん前は日本海、規模は予想より小振りでした。田の枚数1004枚、最小面積は0.2㎡とのこと。そして輪島市⑥キリコ会館、能登各地のキリコ（奉燈・御神灯）が展示されている。大きなものは高さ12m、重さ2トン、100人以上の担ぎ手を要するものも。祭りの夜はキリコが練り歩きます。昼食は⑦飲食店「なぎさガーデン」の定食、店の前の海で獲れた海産物でした。東京から穴水町にIターンした女性が古い店舗を改築して開業、海が目の前にあります。

名古屋から和倉温泉までは片道5時間以上と少し遠いですが、能登には自然と歴史と文化に富む魅力的な町や村、そして地域を守り子孫に伝えようとする住民の運動とロマンがありました。



春蘭の宿・海の家



輪島市白米千枚田

民法改正について(2)

弁護士 成 瀬 玲

- 1 先日の報道によると、平成28年9月26日、民法の一部を改正する法律案が衆議院法務委員会において審議に入ったとのことです。民法改正法案自体は昨年3月に第189回国会に提出されたものの、安保関連法案などの審議が優先され、改正法案の審議は見送られたため、先般やっと審議に入ったという状況です。そのため、今国会での法案の成立は困難である見通しですが、近い将来、民法改正が行われ、施行されることは間違いはないと思います。そこで、今回は、前回の法定利息の改正に続いて、消滅時効の改正についてお話しします。
- 2 現在の民法では、友人から借りたお金は何年たったら時効になるのでしょうか？ 民法167条1項が「債権は10年間行使しないときは消滅する。」と定めていることから、10年で時効消滅します。

でも、考えてみると10年とは随分と長いとは思いませんか。時効が10年ということになると、支払いをした証拠（領収証など）を10年間も保管しておかないと、もしも完済したはずの借金の返済を求める訴訟を起こされたときに、弁済したという証拠がないとして敗訴して二重払いを強いられる可能性があります。現在の民法ができた120年前でしたら、今とは全く違ったのんびりとした時代だったでしょうから、10年という期間でもよかったのかもしれませんが、現代のように忙しい時代では10年とはいかにも長すぎます。

そのため、今回の民法改正では「債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき」には時効によって消滅すると、これまでの半分の期間に変更される予定です。（債権者が権利を行使することができることを知らなかった場合には、権利を行使することができるようになってから10年で時効消滅します。）

- 3 では、飲み屋にツケがある場合、その時効は何年でしょうか？ 正解は1年です（民法174条4項）。また、病院で診察を受けた場合の診察代の時効は何年でしょうか？ 正解は3年です（民法170条1項）。

現行民法は、170条から174条までにおいて、様々な職業別に1年から3年の短期消滅時効を定めています。しかし、様々な種類がありすぎて、何年たったら時効になるのか、一々調べないと分かりにくいというのが率直なところです。それに、何で飲み屋のツケは1年なのに、診察代は3年なのでしょう。理論的な根拠も不明確であることから、弁護士でも「果たして、この債権の時効は何年なのか」と悩んでしまうことがままあります。

そのため、今回の民法改正では、これらの短期消滅時効が廃止され、一律、5年間にされる予定です。

- 4 なお、今回お話しした内容は、民法改正の法律案ですから、今後の国会での審議の結果修正が加えられる可能性があります。時効などに関しては大幅な修正がなされることはないと思います。その他の改正については、また、別の機会にお話をしたいと思います。

ミステリー小説について

弁護士 横 江 俊 祐

ミステリー小説といえばどんでん返しですが、小説ならではの手法として叙述トリックと呼ばれるジャンルがあります。叙述トリックとは、いわば小説の記述によって巧みに読者を誤導し、種明かしで真相を披露して読者を驚かす技術です。一般的に、アリバイトリックや密室トリックは読者が小説内の登場人物と同じ立場に立ってトリックの謎を解きますが、叙述トリックは小説内の登場人物にとっては当たり前の事柄を読者が思い込みで勘違いし、真相が明らかになったとき読者だけが驚くという特徴があります。

叙述トリックは、トリックが明かされたときに、まず「？」となり、「???」となって、「やられた！」となります。映画で例えると『シックス・センス』(1999年)などの驚きと似ていますので、その種の映画が好きな方にはオススメです。

※注) 以下、叙述トリックの代表的な作品紹介ですが、叙述トリックだということ自体がネタバレの一種なので、ネタバレが嫌な方は気をつけて下さい。

叙述トリックの代表的な作品は、綾辻行人『十角館の殺人』(1987年)です。この作品は、孤島に隔離された人々が一人また一人と殺されていくというクロードサークル物の犯人探しでありながら、叙述トリックも楽しめるという2度おいしい作品です。国内ミステリーランキングでは常に上位に入る名作ですので、ミステリー小説に馴染みのない方に、はじめの一冊としてオススメしたい作品です。大げさでなく最後の1頁に大どんでん返しが待っています。

他に有名な作品として、殊能将之『ハサミ男』(1999年)と我孫子武丸『殺戮にいたる病』(1992年)があります。この2作品について、私は初読の時点で叙述トリック物だと知っていたため慎重に注意深く読み進めましたが、まんまと騙されました。後者はグロテスクな描写があるため、それが苦手な方には合わないかもしれません。

歌野晶午『葉桜の季節に君を想うということ』(2003年)も叙述トリック物として必ず名前が上がると思いますが、個人的には上記3作品に比べるとインパクトが弱いと思います。歌野晶午の作品では、叙述トリックではないですが『密室殺人ゲーム』シリーズが特に面白いです。

ミステリーではないですが、2015年に映画化された乾くるみ『イニシエーション・ラブ』(2004年)も叙述トリック物です。叙述トリックは小説ならではの技法ですので映像化は困難と言われますが、この映画は叙述トリックをうまく映像化した作品です。なお前出『ハサミ男』も映画化されていますが、叙述トリックの映像化とは少々異なる方向性の作品となっています。

中町信『模倣の殺意』(1973年)も有名です。この作品は、国内の叙述トリック物としては初期の作品です。初期の作品ということもあり、身構えて読むとトリックが予想できてしまうかもしれません。

やや特殊な叙述トリックが使われている作品として、麻耶雄嵩『蜚』(2004年)も面白いです。麻耶雄嵩は、ミステリー小説の斜め上を行く作品が多く、個人的には大好きな作家です。

これらの他にも叙述トリックを使った面白い作品はたくさんありますので、是非探してみてください。

易しいマジックアラカルト9

魔方陣とコイン (ワーナー・ミラー作)

弁護士・弁理士 相 羽 洋 一

- 1 下の表は魔方陣です。横の行、縦の列、対角線のそれぞれ5個の数字を加えると、すべて65になっているのを確かめて下さい（一部を確認するだけでも構いません）。魔方陣ですから不思議な性質があるのです。
- 2 100円玉（なければどんなコインでも構いません。）を1個ご用意下さい。
- 3 これから指示したとおりにコインを動かしていただきます。
- 4 まずコインを魔方陣の中のどれでもお好みの「奇数」のマスに置いて下さい。
- 5 コインのあるマスの左か右（横方向）で一番近い「偶数」のマスにコインを動かして下さい。（仮に21のマスにコインがあれば左右で一番近い偶数は左の12か10ですが、同じ距離のときはどちらを選んでも構いません。）
- 6 次に斜め（左上方、左下方、右上方、右下方の四方）で一番近い「奇数」のマスにコインを動かして下さい。（仮に12にコインがあれば、左下方の25に動かすことになります。）
- 7 今度は左か下で一番近い「偶数」にコインを動かして下さい。（仮に25にコインがあれば下方の14に動かすことになります。）
- 8 最後に同じく左か下で一番近い「奇数」にコインを動かして下さい。
- 9 今コインは「5」のマスにあります。いかがですか。

※他人に見せるとき

- ①このページをコピーしてください。魔方陣の部分を切り抜いて使用してください（魔方陣の裏に透けないように「5」と書いておきます。相手には裏を見せないでください。）。上記

1～8までは読み上げ用のメモとしてお使いください。

- ②1から3まで説明したら、後を向いて魔方陣を見ないでいてください（後はメモを見ながら8まで指示します。）。

- ③相手が8の指示に従ってコインを動かしたのを確認したら、前に向き直って魔方陣を見て「『5』のところにありますね。実は私は始めから分っていたのです、」と言って、魔方陣を裏返してもらいます。「5」と書かれた予言を確認します。

22	6	20	4	13
19	3	12	21	10
11	25	9	18	2
8	17	1	15	24
5	14	23	7	16